

第17期町田市議会改革調査特別委員会

令和6年(2024年)
8月20日(火)議会運営委員会終了後
第2委員会室

- 1 付議事件① 議員の調査活動等に関する事項
- 付議事件② 議会の権能・機能強化に関する事項
- 付議事件③ 議会の情報提供に関する事項

第17期
町田市議会改革調査特別委員会

第2委員会室 席次表

		副委員長 小野寺まなぶ	委員長 佐藤和彦	
	松葉ひろみ委員			戸塚正人委員
	石川好忠委員			小野りゆうじ委員
	加藤真彦委員			田中美穂委員
	白川哲也委員			新井よしなお委員
		議事担当課長	事務局課長	事務局長

傍 聴 席

町田市議会政務活動費使途基準の運用指針 変更箇所(案) 1

項目	内容	例示	留意事項
資料購入費	会派の行う政務活動のために必要な資料の購入に要する経費	新聞購入費、雑誌購入費、図書購入費、電子メディア購入費、電子コンテンツ購入費等	<p>(1) 参考図書、新聞、雑誌等定期刊行物の購入費、追録代、電子メディア・電子コンテンツ購入費等とする。</p> <p>(2) 書籍、雑誌、その他の資料は、名称、冊数、単価等を領収書に記載するものとする。</p> <p>(3) 政務活動に適さない図書等の購入は不可とする。</p> <p>(4) <u>所属政党発行の機関紙(機関誌又は冊子を含む。)</u>の購読については、議員1人当たり各1部とする。</p>
事務費	会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する経費	消耗品購入費、備品購入費、事務機器代、複写機等リース代、情報機器代、ソフトウェア代等	<p>(1) <u>事務費は、政務活動以外の活動と区分できない場合は、2分の1を上限として充当できるものとする。</u></p> <p>(1) 備品については、別紙8「政務活動費によって購入した備品の取り扱いについて」により使用・管理するものとする。</p> <p>(2) 備品は、1件3万円以上のものとし、リース又はレンタル契約によることも可とする。なお、品名、契約先、契約期間、契約金額が確認できる書類は会派で保管するものとする。</p> <p>(3) 政務活動費により購入したOA等</p> <p>(4) 事務機器の補修代、リース等によるOA等事務機器の保守点検料は、支出できるものとする。</p> <p>(4) OA等事務機器の保険料は支出できないものとする。</p> <p>(5) 消耗品を購入した場合は、領収書</p> <p>(6) に物品等の名称を具体的に記載するものとする。</p> <p>(6) 政務活動に適さないソフトウェア等の購入は不可とする。</p> <p>(7)</p>

5. 施行期日

この運用指針は、平成19年10月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この運用指針は、平成28年4月1日から施行する。改正後の運用指針の規定は、平成28年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

この運用指針は、令和2年4月1日から施行する。改正後の運用指針の規定は、令和2年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

この運用指針は、令和〇年〇月〇日から施行する。改正後の運用指針の規定は、令和〇年〇月〇日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

町田市議会政務活動費使途基準の運用指針 変更箇所(案) 2

項目	内容	例示	留意事項
資料購入費	会派の行う政務活動のために必要な資料の購入に要する経費	新聞購入費、雑誌購入費、図書購入費、電子メディア購入費、電子コンテンツ購入費等	<p>(1) 参考図書、新聞、雑誌等定期刊行物の購入費、追録代、電子メディア・電子コンテンツ購入費等とする。</p> <p>(2) 書籍、雑誌、その他の資料は、名称、冊数、単価等を領収書に記載するものとする。</p> <p>(3) 政務活動に適さない図書等の購入は不可とする。</p> <p>(4) <u>所属政党発行の機関紙(機関誌又は冊子を含む。)の購読については、議員1人当たり各1部とする。</u></p>
事務費	会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する経費	消耗品購入費、備品購入費、事務機器代、複写機等リース代、情報機器代、ソフトウェア代等	<p>(1) 備品については、別紙8「政務活動費によって購入した備品の取り扱いについて」により使用・管理するものとする。</p> <p>(2) 備品は、1件3万円以上のものとし、リース又はレンタル契約によることも可とする。なお、品名、契約先、契約期間、契約金額が確認できる書類は会派で保管するものとする。</p> <p>(3) 政務活動費により購入したOA等事務機器の補修代、リース等によるOA等事務機器の保守点検料は、支出できるものとする。</p> <p>(4) OA等事務機器の保険料は支出できないものとする。</p> <p>(5) 消耗品を購入した場合は、領収書に物品等の名称を具体的に記載するものとする。</p> <p>(6) 政務活動に適さないソフトウェア等の購入は不可とする。</p> <p>(7) <u>事務費は、政務活動以外の活動と区分できない場合は、2分の1を上限として充当できるものとする。</u></p>

5. 施行期日

この運用指針は、平成19年10月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この運用指針は、平成28年4月1日から施行する。改正後の運用指針の規定は、平成28年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

この運用指針は、令和2年4月1日から施行する。改正後の運用指針の規定は、令和2年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

この運用指針は、令和〇年〇月〇日から施行する。改正後の運用指針の規定は、令和〇年〇月〇日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

町田市議会政務活動費使途基準の運用指針 変更箇所(案) 3

項目	内容	例示	留意事項
資料購入費	会派の行う政務活動のために必要な資料の購入に要する経費	新聞購入費、雑誌購入費、図書購入費、電子メディア購入費、電子コンテンツ購入費等	<p>(1) 参考図書、新聞、雑誌等定期刊行物の購入費、追録代、電子メディア・電子コンテンツ購入費等とする。</p> <p>(2) 書籍、雑誌、その他の資料は、名称、冊数、単価等を領収書に記載するものとする。</p> <p>(3) 政務活動に適さない図書等の購入は不可とする。</p> <p>(4) <u>所属政党発行の機関紙(機関誌又は冊子を含む。)の購読については、議員1人当たり各1部とする。</u></p>
事務費	会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する経費	消耗品購入費、備品購入費、事務機器代、複写機等リース代、情報機器代、ソフトウェア代等	<p>(1) 備品については、別紙8「政務活動費によって購入した備品の取り扱いについて」により使用・管理するものとする。</p> <p>(2) 備品は、1件3万円以上のものとし、リース又はレンタル契約によることも可とする。なお、品名、契約先、契約期間、契約金額が確認できる書類は会派で保管するものとする。</p> <p>(3) 政務活動費により購入したOA等事務機器の補修代、リース等によるOA等事務機器の保守点検料は、支出できるものとする。</p> <p>(4) OA等事務機器の保険料は支出できないものとする。</p> <p>(5) 消耗品を購入した場合は、領収書に物品等の名称を具体的に記載するものとする。</p> <p>(6) 政務活動に適さないソフトウェア等の購入は不可とする。</p> <p>(7) <u>ノート型パソコン等について、使用内容が政務活動以外の活動と区分できない場合は、2分の1を上限として充当できるものとする。</u></p>

5. 施行期日

この運用指針は、平成19年10月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この運用指針は、平成28年4月1日から施行する。改正後の運用指針の規定は、平成28年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

この運用指針は、令和2年4月1日から施行する。改正後の運用指針の規定は、令和2年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

この運用指針は、令和〇年〇月〇日から施行する。改正後の運用指針の規定は、令和〇年〇月〇日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。